



平成30年 8月23日

東京都知事  
小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀 克也



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の  
規定に基づく諮問について（答申）

平成30年7月11日付30生私振第823号により、当審議会に対して諮問された「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）及び高等学校等学び直し支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）及び  
高等学校等学び直し支援金支給事務（都内私立学校）に  
係る特定個人情報保護評価書（案）」について

### 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）及び高等学校等学び直し支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

### 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

#### 1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 搬送に係る委託については、誤送付等防止のため、特定個人情報の送付を避けることとされ、また、搬送状況の管理が適正に行われていることが確認できた。
- (3) 申請書等の受付、システムへのデータ入力等に係る委託先の管理については、特定個人情報の取扱区域及びアクセス権限を限定した上で行うこととされており、また、監視カメラによる不正の監視等、適正に行われていることが確認できた。
- (4) 保管・廃棄については、有効期限を過ぎた高等学校等就学支援金支給事務システム（以下「当該システム」という。）内のデータ削除や申請書類の保管・廃棄作業を、職員立会いの下、委託により行うこととしており、これらが適切に行われるよう、その厳格な管理監督に努

めること。

- (5) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、委託・再委託は、リスクが高まる要素でもあり、また、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

## 2 特定個人情報の持ち出し等について

- (1) 当該システムからの外部記録媒体による出力については、特定の端末と認証機能付きの外部記録媒体を用いて職員が行うこととされ、適正な管理が行われている。

情報提供ネットワークシステムへの照会に関し、外部記録媒体の保管や照会后における媒体内のデータ消去が適切に行われるよう、今後も引き続き、その厳格な運用管理に努めること。

- (2) 当該事務における特定個人情報の保存期間について、文部科学省は見解を示していないが、今後も引き続き、適正な保存と消去について検証に努めること。

## 3 安全管理に係る私立学校への注意喚起について

当該事務では、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（平成22年法律第18号）により、受給者である私立学校に在学する生徒又は学生が在学する私立学校の設置者を通じて認定申請をすることとされている。

については、申請書及び本人確認書類の提出を経由することとなる私立学校に対し、各私立学校における管理者を定め責任の所在を明確にするよう求めるとともに、特定個人情報の取扱いについて都の安全管理基準に則った安全管理措置を講じるよう注意喚起を行うことで、都として当該事務の安全性を担保するよう努めること。

## 4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

### 第3 審議経過

年月日	審議経過
平成30年7月11日	諮問
平成30年7月12日 から同月13日まで	本評価書案概要説明・審議 (第32回特定個人情報保護評価部会)
平成30年7月30日	審議(第33回特定個人情報保護評価部会)
平成30年8月23日	「高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)及び高等学校等学び直し支援金支給事務(都内私立学校)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏